

「いしかわ百万石文化祭2023」 トラベルセンター業務委託プロポーザル仕様書

1 業務名

「いしかわ百万石文化祭2023」トラベルセンター業務

2 業務の目的

令和5年秋に石川県内全域で開催する、第38回国民文化祭及び第23回全国障害者芸術・文化祭である「いしかわ百万石文化祭2023」（以下、「文化祭」という。）において、全国からの出演者（団体）（以下、「出演者等」という。）を万全の体制でお迎えし、出演者等がスムーズに気持ちよく大会に参加できるよう宿泊等の手配をサポートするとともに、本県への滞在・周遊を促し、大会参加を契機として本県の多様で多彩な文化の魅力を体感いただくことを目的として、トラベルセンターを設置する。

なお、出演者等とは下表に示す全国からの出演者（団体）を指す。ただし、一般観覧者等のトラベルセンターの利用を妨げるものではない。

	事業名 ※()は主管団体	開催日 ※いずれも令和5年	会場
1	ブリッジ体験教室 (コントラクトブリッジ連盟)	10月14日(土)、15日(日)	石川四高記念文化交流館
2	太鼓の祭典 (日本太鼓財団)	10月15日(日)	金沢歌劇座
3	箏曲の祭典 (石川県箏曲連盟)	10月15日(日)	金沢市内(調整中)
4	合唱の祭典/オーケストラとともに (石川県合唱連盟)	・合唱の祭典 10月21日(土) ・オーケストラとともに 10月22日(日)	石川県立音楽堂コンサートホール
5	全国子どもオペラの祭典 モーツァルト オペラ「魔笛」 (石川県音楽文化協会)	・レクチャーコンサート 10月21日(土) ・オペラ「魔笛」上演 10月22日(日)	金沢歌劇座
6	全国吟剣詩舞道祭 (石川県吟剣詩舞道総連盟)	10月22日(日)	金沢市文化ホール
7	吹奏楽の祭典 (石川県吹奏楽連盟)	11月4日(土)	金沢歌劇座
8	アジア囲碁の祭典・全日本視覚障害者囲碁大会 (日本棋院支部石川県連合会)	11月11日(土)、12日(日)	KKRホテル金沢
9	大正琴の祭典 (大正琴協会)	11月12日(日)	金沢市文化ホール
10	いしかわ洋舞フェスティバル2023 (日本洋舞連合 J.I.D.U.)	11月18日(土)、19日(日)	石川県立音楽堂邦楽ホール
11	全日本健康マージャン交流大会 (全国麻雀段位審査会)	11月18日(土)、19日(日)	金沢勤労者プラザ
12	きものの祭典 (①NPO 法人日本きもの文化振興会、②民族衣裳文化普及協会、③国際きもの学会)	① 11月18日(土)、19日(日) ② 11月25日(土)、26日(日)	① 本多の森ホール ② 石川県文教会館

13	いしかわマーチングバンドの祭典 (石川県マーチングバンド協会)	11月19日(日)	いしかわ総合スポーツセンター
14	日本舞踊の祭典 in Ishikawa (北陸舞踊協会)	11月23日(木・祝)	石川県立音楽堂邦楽ホール
15	輝く★ピアノの祭典 (石川県ピアノ協会)	11月25日(土)、26日(日)	金沢市アートホール
16	詩(うた)の祭典 (石川詩人会)	11月26日(日)	金沢ニューグランドホテル 本館
17	俳句の祭典 (石川県俳文学協会)	10月15日(日)	七尾市文化ホール
18	川柳の祭典 (石川県川柳協会)	10月22日(日)	七尾市文化ホール
19	全国漢詩の祭典 (石川県漢詩連盟)	・漢詩大会 10月28日(土) ・吟行会 10月29日(日)	こまつ芸術劇場うらら
20	小倉百人一首競技かるた全国大会 (石川県かるた協会)	11月4日(土)、5日(日)	小松市総合体育館
21	連句の祭典 (日本連句協会)	・吟行会 10月28日(土) ・連句大会、実作会 10月29日(日)	・吟行会:加賀市内 ・連句大会、実作会: 加賀市民会館
22	短歌大会 (石川県歌人協会)	11月19日(日)	石川県西田幾多郎記念哲学館
23	お香の祭典	11月4日(土)、5日(日)	松任ふるさと館
24	将棋フェスティバル IN 野々市 (日本将棋連盟石川県支部)	11月11日(土)、12日(日)	野々市市文化会館フォルテ、野々市市民体育館
25	いしかわ百万石「里山里海」民謡の祭典 (石川県民謡協会)	11月12日(日)	津幡町文化会館シグナス
26	YOSAKOIソーラン日本海全国大会 (YOSAKOIソーラン日本海組織委員会)	10月21日(土)、22日(日)	宝達志水多目的グラウンド特設ステージ、北川尻子供の広場、今浜大通り
27	人形劇フェスタ in あなみず (特非)国際人形劇連盟日本センター)	10月21日(土)、22日(日)	のとふれあい文化センター

※順不同。令和4年12月時点のものであり今後変更する可能性あり。

3 委託期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

4 委託費用

1,500,000円(消費税及び地方消費税含む。)以内

※上記額を上限として見積もること。ただし、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約額とは異なる。

5 業務内容

業務の内容は、下表のとおりとする。

区分	業務内容
総括・企画業務	①実施計画等の作成（基本計画、企画構成、実施スケジュール等） ②事業全体のコーディネート・コンサルティング ③市町、文化団体、その他関係機関等との連絡調整 ④トラベルセンター開設に向けた運営体制の構築準備 ⑤トラベルセンターの利用ガイドの作成 ⑥業務報告書の作成
宿泊対応業務	①出演者等への事前アンケートによる（意向）調査の実施 ②宿泊料金の設定 ③アンケート等に基づいた宿泊施設（場所、タイプ、数量、障害者への配慮等）の確保、連絡調整
旅客輸送対応業務	①出演者等への事前アンケートによる（意向）調査の実施 ②交通機関（JR、航空機等）の手配着手
弁当対応業務	①出演者等への事前アンケートによる（意向）調査の実施 ②弁当調達業者の選定方法の検討
観光業務	出演者等の滞在・周遊を促し、本県文化の魅力が体感できる観光プランの検討
広報業務	県内外に対する文化祭の広報方法の検討
その他	その他、出演者等のおもてなし策の検討

<令和5年度実施予定業務>

区分	業務内容
統括・企画業務	①事業全体のコーディネート・コンサルティング ②市町、文化団体、その他関係機関等との連絡調整 ③トラベルセンターの開設・運営 ④利用ガイド等を活用したトラベルセンターの周知 ⑤宿泊等手配及び情報発信のためのホームページの開設・運用 ⑥アンケート集計及び実績等の整理 ⑦アンケート集計表及び実績等に基づく宿泊・旅客の傾向等分析 ⑧業務報告書の作成
宿泊対応業務	①アンケート等に基づいた宿泊施設（場所、タイプ、数量、障害者への配慮等）の確保、連絡調整 ②宿泊施設から会場までの交通機関の調査 ③出演者等への宿泊施設の案内、申込受付、配宿・連絡調整、宿泊施設決定通知・案内図等の作成及び発送 ④宿泊の変更・取消、宿泊料金の徴収・精算等の対応 ⑤宿泊施設への指導・監督・調整 ⑥宿泊者に対する医療救護体制の確保

	⑦宿泊業務におけるトラブル、事故処理、客室数の不足等への対応
旅客輸送対応業務	①交通機関（JR、航空機等）の手配 ②出演者等への交通機関の案内、申込受付及びチケット発送等 ③交通機関に係る予約変更・取消、旅客輸送料金の徴収・精算等 ④JR旅客運賃割引への対応 ⑤借上バス、観光タクシー、レンタカー等の手配及び料金の設定 ⑥旅客輸送業務におけるトラブル、事故処理等への対応
弁当対応業務	①弁当調達のための業者選定 ②出演者等への弁当の案内、申込受付 ③弁当調達業者への弁当発注、連絡調整、変更・取消対応 ④弁当配送・空容器回収計画の作成及び弁当配送、空容器等回収・処分の対応 ⑤弁当料金の徴収・精算等の対応 ⑥弁当手配・調達業務におけるトラブル、事故処理、食中毒等への対応
観光業務	①県内外からの誘客対策の実施 ②出演者等の滞在・周遊を促し、本県文化の魅力が体感できる観光プランの実施 ③観光業務におけるトラブル、事故処理等への対応
広報業務	県内外に対する文化祭の広報の実施
その他	①主催者（市町、文化団体等）やボランティアに対するおもてなし研修（障害者対応など）の実施 ②その他、出演者等のおもてなし策の実施

※令和5年度の実施経費の設定金額は6,500千円（消費税及び地方消費税の額を含む）を限度額とする。ただし、この限度額は、あくまで企画提案上の事業規模を示すものであり、令和5年度の発注額を示したものではない。

6 業務実施にあたっての基本的な考え方

(1) 全体事項

ア 文化祭の「基本構想」、「実施計画」の内容を踏まえた事業展開を図ること。

イ 上記「2 業務の目的」を十分に踏まえた提案とすること。

ウ ホームページについて、出演者等が宿泊等手配で利用するにあたり、わかりやすく利用しやすい構成とすること。また、既に開設している以下の媒体との連携・活用を考慮すること。

- ・文化祭公式ホームページ (<https://ishikawa-bunkasai2023.jp/>)
- ・文化祭公式SNS（フェイスブック、ツイッター、インスタグラム）

※企画提案書では、ホームページの構成イメージを示すこと。

(2) 個別事項

ア 総括・企画業務

- ・トラベルセンターには、旅行業に精通した人員を配置すること。
 - ・トラベルセンターは、令和5年5月を目途に開設すること。
- イ 宿泊・旅客輸送・弁当対応業務
- ・市町、文化団体等と連携し、出演者等に事前アンケートを行い、宿泊・旅客輸送・弁当手配の意向を調査すること。また、調査結果に基づき、円滑かつ適切に業務を遂行する万全の体制を整えること。
 - ・※企画提案書では、宿泊等手配の受付方法・体制や、出演者等からの手配が多数重なった繁忙期における対応方法等を示すこと。
 - ・トラベルセンターの機能や利用方法等を記載した利用ガイド（紙媒体）を作成すること（配布は委託者が実施予定）。
 - ・委託者と連携し、利用ガイド等を活用した出演者等に対するトラベルセンターの効果的な周知を図ること。
 - ・トラベルセンターの利用環境の向上などにより、利用促進を図ること。
例：出演者等に対する会場等へのアクセス情報の提供 など
- ウ 観光業務
- ・出演者等に本県への滞在・周遊を促し、本県文化の魅力が体感できるよう、文化祭の会期中（令和5年10月14日～11月26日）いつでも参加可能で、出演者等にとって需要が高い観光プランを作成すること。
 - 例：文化体験プラン、観光モデルコース など
 - ・※企画提案書では、具体の観光プランを1つ以上提案すること。
- エ 広報業務
- 文化祭が本県で開催されることを広くPRするため、受託者が有する全国ネットワークを活かし、県内外（特に県外）の幅広いターゲット（出演者等以外も含む）に文化祭を広く広報すること。また、トラベルセンターの利用促進にもつなげることに。
- ・※企画提案書では、具体の広報方法を1つ以上提案すること。
- オ その他
- ・主催者（市町担当者等）を対象としたおもてなし研修（障害者対応など）について、7～8月（予定）に2回程度実施すること。また、ボランティアを対象としたおもてなし研修について、9月（予定）に2回程度実施すること。なお、開催日時や会場、研修カリキュラムは委託者と連携して決定すること。
 - ・予算の範囲内で、独自提案をしてもよい。

7 業務の進め方

- (1) 受託者は、委託者の意図及び目的を十分理解した上で、本業務を総括する責任者及び適正な人員を配置し、委託者との連絡・調整を密にしつつ、効率的に業務を進めること。
- (2) 適切な実施体制とスケジュールにより業務を実施することとし、業務の実施にあたっては、進捗状況及び今後の進め方等を委託者に逐次報告するほか、必要に応じて委託者と打ち合わせを行うこと。
- (3) 受託者は、委託者から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合は、速やかに提出すること。
- (4) 受託者は、本業務を第三者に委託し、又は本業務の義務を第三者に引き受けさせて

- はならない。ただし、あらかじめ委託者の承認を受けたときはこの限りではない。
- (5) 受託者が業務を行うにあたっては、別記1「石川県情報調達共通特記仕様書」を遵守しなければならない。
 - (6) 業務において個人情報を取り扱う場合には、別記2「個人情報取扱特記事項」によるものとする。
 - (7) 本仕様書に定めのない事項については、その都度、委託者の指示を受けて処理すること。

8 成果物の納品

本業務の納期及び納入場所は以下のとおりとする。ただし、中間成果物については発注者の指示に従い適宜提出すること。

- (1) 成果物
 - ア 業務報告書（制作物等を含む。） 2部
 - イ 報告書等のデータを記録した電子データ（DVD-R等） 2枚
- (2) 納品場所
 - いしかわ百万石文化祭2023実行委員会事務局
 - （石川県県民文化スポーツ部いしかわ百万石文化祭推進室内）
- (3) 納期
 - 令和5年3月31日（金）
 - ※提出にあたっては、随時委託者と協議を行い、その内容について十分に調整すること

9 付記事項

- (1) 受託者企画案の調整
 - 当該企画案は、委託者と受託者の協議により調整できるものとする。
- (2) 権利義務等の譲渡等
 - 委託者は、この契約の成果物を自由に使用し、又はこれを使用するにあたり、その内容等を変更することができるものとする。

10 著作権の帰属

- この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。
- (1) 成果物（ただし、応募写真及び応募情報は除く）の著作権（著作権法27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、委託者に無償で譲渡するものとする。
 - (2) 委託者は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変することができるものとする。
 - (3) 成果品等に第三者が権利を有する著作権が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。また、第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で行う。
 - (4) 受託者は、委託者の事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。
 - (5) 委託者から提供する以外の写真、画像、イラスト等のデータを使用する場合は、第

三者の肖像権・著作権等の権利を侵害することのないよう厳に注意すること。

11 損害賠償

本事業の実施中に生じた事故及び第三者に与えた損害等については、全て受託者の責任において解決するものとし、その経過は速やかに委託者へ報告しなければならない。

12 瑕疵担保

本事業における瑕疵担保期間は、契約終了の日から1年間とする。この間に瑕疵が発見された場合は、受託者の責任において修補を行うものとする。

13 秘密の遵守等

受託者は、本業務実施中に生じる全ての成果物を、委託者の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。

委託者より貸与された資料及び成果品については、受託者は破損、紛失のないように取扱いに十分注意するものとする。

14 補足

本仕様書に疑義のある場合、並びに定めのない事項については、委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。